

配備基準ごとの消防団参集

	配備基準	正副団長	分団長	分隊長以下
注意配備	○市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき ○市内で震度4の地震が発生したとき ○市内が台風の進路にあり、強風域に入ることが予想されるとき ○その他防災対策課長が必要と認めるとき	自宅待機 (連絡の取れる体制)	(気象情報に注意)	(気象情報に注意)
警戒配備 (警戒本部)	○市内に被害の発生が予想されるとき ○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○市内が台風の進路にあり、暴風域に入ることが予想されるとき ○その他災害警戒本部長（副市長）が必要と認めるとき	稲築本庁舎	正副団長の指示により 出動又は自宅待機 (連絡の取れる体制)	分団長の指示により 活動できる体制 (連絡の取れる体制)
第1配備 (災害対策本部)	○市内に被害発生の可能性が高くなったとき、あるいは、市内の一部に被害が発生したとき ○市内で震度5強の地震が発生したとき ○高齢者避難を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	稲築本庁舎	各総合支所 第2, 3分団は稲築本庁舎	管轄地域にて活動
第2配備 (災害対策本部)	○市内に相当規模の被害が発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○市内で震度6弱の地震が発生したとき ○避難指示を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	稲築本庁舎	各総合支所 第2, 3分団は稲築本庁舎	管轄地域にて活動
第3配備 (災害対策本部)	○市内に相当規模の被害が複数発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○市内で震度6強以上の地震が発生したとき ○緊急安全確保を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	稲築本庁舎	各総合支所 第2, 3分団は稲築本庁舎	管轄地域にて活動